

(証券コード 1827)
令和2年8月4日

株 主 各 位

東京都千代田区五番町4番地7
株式会社 **ナカノフード建設**
取締役社長 竹谷紀之

第78回定時株主総会 継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会 継続会（以下、「本継続会」）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本継続会は、令和2年6月26日開催の第78回定時株主総会の一部となりますので、ご出席いただける株主様は、第78回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 令和2年8月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間
3. 株主総会の目的事項
報告事項
 1. 第78期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類報告の件

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本開催ご通知の提供書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wave-nakano.co.jp/>) に掲載しておりますので、本開催ご通知の提供書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査役が監査した連結計算書類および計算書類は、本開催ご通知の提供書類に記載の各種書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表であります。
- ◎提供書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.wave-nakano.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。その場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染防止対策について

【当社の対応について】

- ◎会場入口付近にアルコール消毒液をご用意いたします。
- ◎株主様のお座席は間隔を空けて配置しております。
- ◎出席役員および運営スタッフは、検温や十分な体調の確認を行ったうえ、マスクを着用させていただきます。
- ◎本年は、諸般の事情から、お土産をとりやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【株主様へのお願い】

- ◎本継続会にご出席される株主様におかれましては、検温等の体調管理にご留意をお願いいたします。
- ◎会場では、入室時の手指消毒、マスクのご着用、咳エチケットにご協力をお願いいたします。
- ◎検温をご希望される場合や、万一体調が優れない場合は、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお申し出ください。

以 上

第78回定時株主総会 継続会開催について

当社は、令和2年6月26日に開催した第78回定時株主総会において、目的事項のうち、報告事項「第78期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第78期（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）計算書類報告の件」については、後日、本総会の継続会（以下、「本継続会」）を開催してご報告すること、また本継続会の開催日時および場所の決定を当社取締役会にご一任いただくことを株主の皆様にご承認いただきました。

その後、海外の活動制限の解除により連結決算が纏まりましたので、令和2年7月15日開催の取締役会で、表記の日程にて本継続会を開催させていただくことを決定いたしました（同日東証開示）。本日は、決算関係書類を添付のうえ、本継続会のご案内を申し上げます。

株主の皆様には、ご心配をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国経済は、世界経済の成長鈍化により輸出は減少傾向で推移しましたが、個人消費や公共投資に牽引され、昨年10月に消費税率の引上げが実施されたにも拘らず、第3四半期まではプラス成長を維持し、雇用や所得環境の緩やかな改善も続いておりました。しかしながら年度末にかけて、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が急減速し、足許の経済活動は徐々に再開されておりますが、V字回復は期待できない状況でございます。

国内建設市場におきましては、公共投資は堅調に推移しておりますが、世界経済への先行き不透明感等から民間設備投資が減速しているうえ、新型コロナウイルスの影響により、企業の設備投資計画の見直し等が懸念される、難しい受注環境となりました。

このような状況のなか、当社グループは、第78期よりスタートいたしました中期経営計画「中計80」の主要施策を推進し、国内リノベーション事業や海外での受注拡大、国内・海外拠点間の営業連携強化、ICTの推進による生産性向上や営業力の強化に努めるとともに、政府と業界が一体となって推進する「働き方改革」にも取り組んでまいりました。

これらの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度の建設受注高は、1,156億4千万円（前期比93億8千1百万円減）となりました。

当期受注の主なものは、国内では、富士物流株式会社 三重支社C棟建設〔発注者 富士物流株式会社〕、(仮称)福岡天神三丁目計画〔発注者 株式会社MAI〕、特別養護老人ホーム レインボーハイツ移転改築〔発注者 社会福祉法人網走福祉協会〕、(仮称)上杉一丁目計画新築〔発注者 小田急不動産株式会社〕などであります。また、海外では、アスコットサービスアパートメント"Lyf"新築（シンガポール）〔発注者 アスコットレジデンストラスト〕、NTT CBJ5 データセンター新築（マレーシア）〔発注者 NTTエムエスシー SDN BHD〕、PT.OAJ カートンボックス・インドネシア工場新築（インドネシア）〔発注者 PT.オリエンタル アサヒ JP カートンボックス〕、ハナキャンズ バリアブンタウ工場倉庫新築（ベトナム）〔発注者 昭和アルミニウム缶株式会社〕などを受注いたしました。

当連結会計年度の売上高は、建設事業1,156億9千1百万円（前期比2億7千8百万円減）に不動産事業他12億8千6百万円（前期比1億3百万円増）をあわせ、1,169億7千7百万円（前期比1億7千5百万円減）となりました。

当期完成工事の主なものは、国内では、(仮称)千駄ヶ谷二丁目オフィスビル計画「発注者 株式会社バルビゾン」、株式会社アステア豊川工場新築「発注者 株式会社アステア」、(仮称)エスリード太秦一ノ井町計画新築「発注者 日本エスリード株式会社」、御茶の水センタービル改修「発注者 学校法人順天堂」などであります。また、海外では、タイセンドライブ データセンター コンバージョン (シンガポール)「発注者 DBSトラスティーリミテッド アズ トラスティー オブ メイプルツリー インダストリアル トラスト」、PT.ホンチュアン インドネシア 第3倉庫増築 (インドネシア)「発注者 PT.ホンチュアン インドネシア」、タービンエアロリペア工場新築 (タイ)「発注者 タービンエアロリペアCO.,LTD」、フレンドシップ倉庫・宿舍新築 (タイ)「発注者 フレンドシップCO.,LTD.」などであります。

以上の結果、連結の次期繰越工事高は1,140億3百万円 (前期比5千万円減) となりました。

当連結会計年度の損益面におきましては、営業利益は41億4百万円 (前期比13億7千2百万円減)、経常利益は43億9千5百万円 (前期比15億5千9百万円減)、親会社株主に帰属する当期純利益は29億3千2百万円 (前期比10億5千7百万円減) となりました。

<受注高・売上高・繰越高>

① 連結

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	国 内	81,348	70,288	77,504	74,133
	海 外	32,705	45,352	38,187	39,870
	計	114,054	115,640	115,691	114,003
不 動 産 事 業		—	—	1,177	—
そ の 他 の 事 業		—	—	109	—
合 計		114,054	115,640	116,977	114,003

② 個別

(単位：百万円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	建 築	81,148	69,832	77,285	73,696
	土 木	200	456	218	437
	計	81,348	70,288	77,504	74,133
不 動 産 事 業		—	—	1,090	—
そ の 他 の 事 業		—	—	72	—
合 計		81,348	70,288	78,667	74,133

(2) 設備投資および資金調達の状況

特記すべき重要な設備投資および資金調達はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第75期 (平成28年度)	第76期 (平成29年度)	第77期 (平成30年度)	第78期 (当連結会計年度) (平成31年度)
受 注 高	108,637	116,422	125,022	115,640
売 上 高	116,802	104,456	117,152	116,977
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	5,544	3,947	3,990	2,932
1 株当たり当期純利益	161.28円	114.83円	116.09円	85.33円
総 資 産	77,984	84,554	84,450	81,349
純 資 産	26,455	30,742	34,352	35,532

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第77期の期首から適用しており、第76期に係る数値については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、海外において新型コロナウイルスの感染拡大による活動制限がありましたが、設備計画の中止や延期等の影響は現在までのところ国内、海外ともに限定的でございます。しかしながら、感染収束が長期化した場合には、影響が拡がる懸念がありますので、当社グループといたしましては、進行中の案件に適切に対応するとともに、安定した発注が見込まれる官庁工事や、増加するリノベーション工事への取組みを一段と強化してまいります。当社グループは工事作業所を含め、全事業所で新型コロナウイルス感染防止対策を徹底のうえ、事業を遂行してまいります。

第78期よりスタートいたしました中期経営計画「中計80」の主要施策につきましては、国内建設事業では、リノベーション工事や官庁工事への全拠点での取組み強化、ICT技術の活用による生産性向上や営業力の強化、また、安全と品質水準の更なる向上と現場力の強化、働き方改革による魅力ある職場環境づくり等に努めてまいります。

また海外建設事業におきましては、引き続き営業活動を強化するとともに、合理的な施工計画の検討や積算精度の向上によりコスト競争力を強化し、受注強化と工事利益の増強を図り、更なる成長に向けた堅固な収益構造を構築してまいります。

当社グループは、全てのステークホルダーが当社の将来に期待を持てる持続的成長計画を推進するとともに、経済環境の変化にも揺るがず対応できる財務体力の増強に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（令和2年3月31日現在）

当社グループは、当社、国内子会社4社および海外子会社5社により構成されており、建設事業および不動産事業を主な内容として事業活動を展開しております。

(6) 主要な事業所（令和2年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

国内	本店	(東京都千代田区五番町4番地7)		
	本社	(東京都新宿区市谷本村町1番1号)		
	東京本店	(東京都千代田区)	東北支社	(仙台市)
	名古屋支社	(名古屋市)	大阪支社	(大阪市)
	九州支社	(福岡市)	土木支店	(東京都千代田区)
	台東支店	(東京都台東区)	北海道支店	(札幌市)
	北東北支店	(八戸市)	東関東支店	(千葉市)
	北関東支店	(さいたま市)	横浜支店	(横浜市)

(注) 平成31年4月1日付で茨城支店を廃止いたしました。

② 子会社の主要な事業所

国内	中野開発株式会社（東京都千代田区）
海外	ナカノシンガポール (PTE.) LTD. (シンガポール)
	ナカノコンストラクションSDN.BHD. (マレーシア)
	PT.インドナカノ (インドネシア)
	タイナカノCO.,LTD. (タイ)
	ナカノベトナムCO.,LTD. (ベトナム)

(7) 従業員の状況（令和2年3月31日現在）

① 連結

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,361名	29名減

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

② 個別

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
721名	2名増	46.1歳	17.5年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 重要な子会社の状況（令和2年3月31日現在）

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
中野開発株式会社	100百万円	100%	不動産事業
ナカノシンガポール (PTE.) LTD.	15,000千SGD	100	建設事業
ナカノコンストラクションSDN.BHD.	1,000千MYR	100 (100)	建設事業
PT. インドナカノ	2,730百万IDR	100 (100)	建設事業
タイナカノ CO.,LTD.	15,000千THB	49 (49)	建設事業
ナカノベトナム CO.,LTD.	500千USD	100 (100)	建設事業

- (注) 1. 議決権の所有割合（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. タイナカノCO.,LTD.は、当社の持分は100分の50以下であります。が、実質的に支配しているため子会社としております。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

上記の重要な子会社6社を含む連結子会社は9社であります。

(9) 主要な借入先 (令和2年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社商工組合中央金庫	350
株式会社みずほ銀行	240
株式会社横浜銀行	210
株式会社武蔵野銀行	150
株式会社常陽銀行	90

- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (令和2年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 154,792,300株
- (2) 発行済株式の総数 34,498,097株
- (3) 株主数 3,862名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
公 益 財 団 法 人 大 島 育 英 会	6,756	19.66
関 東 興 業 株 式 会 社	4,180	12.16
大 島 義 和	3,086	8.98
株 式 会 社 マ リ ン ド リ ー ム	2,100	6.11
株 式 会 社 M B サ ー ビ ス	1,750	5.09
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,647	4.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	967	2.81
AVI GLOBAL TRUST PLC	709	2.06
ナ カ ノ 友 愛 会 投 資 会	681	1.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	598	1.74

(注) 上記持株比率は、自己株式 (128,323株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（令和2年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役 名誉会長	大 島 義 和	公益財団法人大島育英会理事長 一般社団法人全国建設業労災互助会会長
代表取締役副会長	浅 井 晶	
代表取締役社長	竹 谷 紀 之	
取 締 役	加 藤 頼 宣	専務執行役員
取 締 役	棚 田 弘 幸	常務執行役員
取 締 役	佐 藤 哲 夫	常務執行役員
取 締 役	河 村 守 康	公益財団法人濃飛会理事長
取 締 役	福 田 誠	
常 勤 監 査 役	菅 谷 昭 彦	
常 勤 監 査 役	中 野 功 一 郎	
監 査 役	山 谷 耕 平	弁護士（三宅総合法律事務所）
○ 監 査 役	関 澤 秀 哲	

- (注) 1. ○印は、令和元年6月27日開催の第77回定時株主総会において、新たに選任され、就任した監査役であります。
2. 佐藤俊一氏は、令和元年6月27日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
3. 取締役のうち河村守康および福田 誠の両氏は、社外取締役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役のうち山谷耕平および関澤秀哲の両氏は、社外監査役であり、また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 社外監査役山谷耕平氏は、金融業界での経理業務の経験と税理士資格を有していることから、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 令和2年6月26日開催の第78回定時株主総会において、加藤頼宣（再任）および小高光晴（新任、社外）の両氏が取締役を選任されております。
7. 令和2年7月1日付で、社外監査役山谷耕平氏は、池田法律事務所に移籍しております。

(2) 執行役員（令和2年3月31日現在）

役 位	氏 名	担当又は主な役職
取締役 専務執行役員	加 藤 頼 宣	海外事業本部管掌・総務部担当
取締役 常務執行役員	棚 田 弘 幸	国内建設事業本部管掌・経営企画部担当
取締役 常務執行役員	佐 藤 哲 夫	経理部・業務監査部担当
常 務 執 行 役 員	小古山 昇	国内建設事業本部長
常 務 執 行 役 員	外 岡 三 弥	海外事業本部長
常 務 執 行 役 員	山 本 孝 広	名古屋支社長
常 務 執 行 役 員	赤 坂 頼 義	東北支社長
常 務 執 行 役 員	飯 塚 隆	東京本店長
常 務 執 行 役 員	吉 村 哲 志	大阪支社長
執 行 役 員	三 浦 利 夫	九州支社長
執 行 役 員	村 松 正 秀	海外事業本部副本部長兼管理部長
執 行 役 員	後 藤 俊 二	東京本店副本店長

(注) 令和2年4月1日付で、沓沢陽一氏が執行役員に就任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、非業務執行取締役および社外取締役ならびに監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲内に限定する契約を締結できる旨を定めております。この定めにより、非業務執行取締役大島義和氏および社外取締役河村守康、福田 誠の両氏ならびに監査役菅谷昭彦、中野功一郎、山谷耕平、関澤秀哲の4氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

非業務執行取締役および社外取締役ならびに監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負担するものとし、責任限度額を超える部分については、当然に免責されるものであります。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2)	208百万円 (13)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (3)	38百万円 (14)
合 計	14名	246百万円

(注) 上記人数には、令和元年6月27日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役河村守康氏の重要な兼職先である公益財団法人濃飛会と当社の間には重要な取引その他関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

社外取締役河村守康氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外取締役福田 誠氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。

社外監査役山谷耕平氏は、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会16回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

社外監査役関澤秀哲氏は、監査役就任後開催の取締役会14回全てに出席し、議案の意思決定過程で適宜意見を述べております。また、監査役就任後開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	31百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、法の遵守はもとより、高い倫理観をもつ品位ある企業として社会に信頼され、また、社会に貢献するため、社是を基本理念とする行動憲章を定め、コンプライアンス体制維持の基本原則としております。
- ② 当社は、コンプライアンス担当部署として、コンプライアンス室を設置し、コンプライアンスに関する教育、指導を充実させ、職務執行が法令、定款および当社諸規程に適合しているかチェックを行い、不断の努力によりコンプライアンス体制の維持・向上に努めております。
- ③ 当社は、コンプライアンス体制の実効性を高めるため、内部通報制度を導入しております。
- ④ 当社は、反社会的勢力および団体との一切の関係を排除することを行動憲章に明記し、コンプライアンス・マニュアルの全役職員への配布、不当要求に関する対応研修会の開催および対応窓口の整備等により全社的なバックアップ体制を整えております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書（電磁的記録を含む。以下、同じ。）の取扱いは、当社文書管理規程およびその他の規程に従い適切に保存し管理しております。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る情報・文書を取締役および監査役が常時閲覧可能な体制となっております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、全社的なリスク管理が適切に行われているかを業務監査部が統括して行っております。
- ② 業務監査部は、各担当部署が抽出したリスクについて分析し、全社的な見地から効果的にリスクを把握できる体制となっております。
- ③ 業務監査部が行う内部監査によって発見されたリスクは、適宜定められた手順により取締役会および監査役会に報告されております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入しており、経営上重要な意思決定・監督機能と業務執行を分離することにより、業務の効率化を図っております。
- ② 当社は、中期計画および単年度計画を策定しており、執行役員はその達成に向けて業務を遂行し、取締役会においてその進捗状況を管理しております。
- ③ 当社は、取締役会の下に取締役社長が議長を務める業務執行会議を設け、取締役会での経営判断が効率的となるよう事前協議を行っております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、国内におきましては経営企画部、海外におきましては海外事業本部がそれぞれグループ会社の業務遂行状況を把握しております。
 - ② 当社は、関係会社管理規程の定めにより、グループ会社の業務執行に係る重要事項について、報告又は当社の承認を得ることを求め、グループ会社との間で定期的に会議を開催し、情報の伝達および共有化を図るとともに、グループ会社の取締役等の業務執行が効率的に行われることを確保する体制となっております。
 - ③ 当社は、グループ会社の事業推進に伴う損失の危険管理について、リスクの識別および管理の重要性を認識、評価し分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制の構築に努めております。
 - ④ 当社とグループ会社間の取引は適正に行われており、また、必要に応じ業務監査を行う体制となっております。
 - ⑤ 当社は、内部監査規程その他関連する社内規程の定めにより、グループ会社の取締役等の業務執行が法令および定款に適合することを確保する体制となっております。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からの要請があった場合には補助すべき使用人（以下、「監査役担当」という。）を選任できることといたします。

- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役担当の人事異動等については、事前に監査役会に報告し、了承を得ることといたします。
 - ② 監査役担当は、他の業務を兼務することなく、監査役の指揮命令の下職務を遂行し、また、その評価について監査役の意見を尊重することといたします。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 常勤監査役は、取締役会に出席するだけでなく、業務執行会議に出席し、業務執行上の重要な情報を適時入手し意見を述べるができる体制となっております。
 - ② 当社およびグループ会社の役職員は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行っております。
 - ③ 当社は、業務監査の状況および内部通報制度の通報状況を監査役に速やかに報告できる体制を構築しております。
 - ④ 当社は、監査役への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備しております。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、業務監査部およびコンプライアンス室と監査役会との間で密接な連携をとり、監査役の監査が実効的に行われる体制となっております。
 - ② 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、監査役からの請求により、当社は速やかに支払うことといたします。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社および子会社から成る企業集団は、財務報告の適正性および信頼性を確保するための体制を構築し、適切な運用に努めるとともに、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、維持、改善を図ることといたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の業務監査部がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報制度を導入しており、グループ各社に開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社は、業務監査部やコンプライアンス室を設置し、リスク発生の未然防止ならびにリスク管理に取組む体制を構築しております。

コンプライアンス室は、当社グループ社員が取るべき行動規範を制定し、全社員に浸透を図っております。

また、業務監査部は財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況および業務プロセスの適正性をモニタリングしております。監査等の結果は担当取締役および監査役へ随時報告を行っております。

(4) 品質・環境・安全衛生に関する管理

当社は、内部監査部門である業務監査部が品質・環境に関する施策を、安全環境統轄部が安全衛生に関する施策を統括し、方針に従い適確に実行されているかを監視し、必要に応じて是正措置の指導を行うとともに、その結果を業務執行会議へ報告しております。

また、取締役会は、会社の品質・環境・安全衛生に関する活動を監督するとともに、会社の持続的な成長とステークホルダーとの適切な協働の観点から、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題に積極的・能動的に取組むよう努めております。

(5) 監査役の監査

監査役会は、独立社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、毎月開催の定例監査役会において、監査に関する重要事項の報告および協議又は決議を行うとともに、四半期ごとに会計監査人および関係部門との意見交換を行うほか、必要に応じて各部門への往査を行っておりますので、監査役の監査が実効的に行われることが確保されております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	61,091	流動負債	43,241
現金預金	22,535	支払手形・工事未払金等	34,236
受取手形・完成工事未収入金等	30,391	短期借入金	480
未成工事支出金	2,890	未払法人税等	315
不動産事業支出金	48	未成工事受入金	6,644
材料貯蔵品	6	完成工事補償引当金	255
未収入金	2,191	工事損失引当金	1
未収消費税等	2,202	賞与引当金	538
その他	985	その他	769
貸倒引当金	△161	固定負債	2,576
固定資産	20,257	社債	500
有形固定資産	15,853	長期借入金	720
建物・構築物	3,714	繰延税金負債	282
機械・運搬具・工具器具・備品	449	退職給付に係る負債	268
土地	11,524	その他	805
リース資産	115	負債合計	45,817
建設仮勘定	49	純 資 産 の 部	
無形固定資産	996	株主資本	35,360
借地権	903	資本金	5,061
その他	93	資本剰余金	1,400
投資その他の資産	3,407	利益剰余金	28,933
投資有価証券	2,909	自己株式	△34
長期貸付金	67	その他の包括利益累計額	△1,111
その他	443	その他有価証券評価差額金	597
貸倒引当金	△13	為替換算調整勘定	△1,575
資産合計	81,349	退職給付に係る調整累計額	△133
		非支配株主持分	1,282
		純資産合計	35,532
		負債純資産合計	81,349

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成31年 4月1日
至 令和 2年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
高 高 高 高	115,691	
上 上 上 上	1,177	
事 事 事 事	109	116,977
業 業 業 業		
売 売 売 売		
上 上 上 上	106,787	
原 原 原 原	426	
価 価 価 価	62	107,276
益 益 益 益		
総 総 総 総	8,903	
利 利 利 利	751	
費 費 費 費	46	9,701
管 管 管 管		5,596
理 理 理 理		4,104
当 当 当 当		
収 収 収 収	346	
配 配 配 配	22	368
他 他 他 他		
用 用 用 用	31	
息 息 息 息	28	
損 損 損 損	15	
費 費 費 費	2	77
他 他 他 他		
益 益 益 益		4,395
益 益 益 益	16	
益 益 益 益	17	34
失 失 失 失		
用 用 用 用	79	
金 金 金 金	54	
他 他 他 他	111	
他 他 他 他	5	250
益 益 益 益		4,178
税 税 税 税	1,153	
法 法 法 法	54	1,207
額 額 額 額		
益 益 益 益		2,971
利 利 利 利		38
益 益 益 益		2,932

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成31年 4月 1日)
(至 令和 2年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成31年4月1日残高	5,061	1,400	26,481	△33	32,910
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△481		△481
親会社株主に帰属する当期純利益			2,932		2,932
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,451	△0	2,450
令和2年3月31日残高	5,061	1,400	28,933	△34	35,360

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
平成31年4月1日残高	824	△651	△32	139	1,302	34,352
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△481
親会社株主に帰属する当期純利益						2,932
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△226	△923	△101	△1,251	△20	△1,271
連結会計年度中の変動額合計	△226	△923	△101	△1,251	△20	1,179
令和2年3月31日残高	597	△1,575	△133	△1,111	1,282	35,532

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	37,743	流動負債	32,492
現金預金	11,310	支払手形	2,112
受取手形	1,433	電子記録債務	8,983
完成工事未収入金	19,452	工事未払金	13,142
未成工事支出金	1,458	短期借入金	480
不動産事業支出金	43	未払法人税等	272
材料貯蔵品	6	未成工事受入金	6,124
短期貸付金	15	完成工事補償引当金	255
未収入金	1,332	工事損失引当金	1
未収消費税等	2,202	賞与引当金	532
その他	567	その他	588
貸倒引当金	△78	固定負債	2,008
固定資産	20,034	社債	500
有形固定資産	15,022	長期借入金	720
建物・構築物	3,362	退職給付引当金	31
機械・運搬具	253	その他	756
工具器具・備品	69	負債合計	34,500
土地	11,170	純 資 産 の 部	
リース資産	115	株主資本	22,775
建設仮勘定	49	資本金	5,061
無形固定資産	194	資本剰余金	1,400
借地権	109	資本準備金	1,400
その他	85	利益剰余金	16,347
投資その他の資産	4,817	その他利益剰余金	16,347
投資有価証券	1,708	繰越利益剰余金	16,347
関係会社株式	2,425	自己株式	△34
長期貸付金	157	評価・換算差額等	502
前払年金費用	161	その他有価証券評価差額金	502
繰延税金資産	100	純資産合計	23,277
その他	277	負債純資産合計	57,778
貸倒引当金	△13		
資産合計	57,778		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自平成31年4月1日
至令和2年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高	77,504	78,667
売上高	1,090	
売上高	72	
売上原価	70,399	70,899
売上原価	457	
売上原価	43	
総利益	7,105	7,768
総利益	633	
総利益	28	
営業外費用		4,343
営業外費用		3,424
配当金	83	101
配当金	17	
配当金		
利息費用	15	67
利息費用	28	
利息費用	15	
利息費用	7	67
特別清算損失	17	3,458
特別清算損失	17	17
特別清算損失	79	137
特別清算損失	54	
特別清算損失	4	
利益調整	933	3,339
利益調整	162	1,095
純利益		2,243

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成31年 4月 1日)
(至 令和 2年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成31年4月1日残高	5,061	1,400	14,585		△33	21,013
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△481			△481
当期純利益			2,243			2,243
自己株式の取得					△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	1,762		△0	1,761
令和2年3月31日残高	5,061	1,400	16,347		△34	22,775

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成31年4月1日残高	737	21,751
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△481
当期純利益		2,243
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△235	△235
事業年度中の変動額合計	△235	1,526
令和2年3月31日残高	502	23,277

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和2年7月13日

株式会社 ナカノフードー建設
取締役会 御中

和 泉 監 査 法 人
東 京 都 千 代 田 区

代 表 社 員 公 認 会 計 士 森 英 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

代 表 社 員 公 認 会 計 士 飯 田 博 士 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナカノフードー建設の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナカノフードー建設及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

令和2年7月13日

株式会社 ナカノフード建設
取締役会 御中

和泉監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 森 英之 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 飯田 博士 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナカノフード建設の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査部、コンプライアンス室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社を担当する取締役等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、子会社社長会に出席したほか、必要に応じて子会社に赴き事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年7月14日

株式会社ナカノフード建設 監査役会

常勤監査役	菅	谷	昭	彦	Ⓔ
常勤監査役	中	野	功	一	Ⓔ
社外監査役	山	谷	耕	平	Ⓔ
社外監査役	関	野	秀	哲	Ⓔ

以上

株主総会継続会会場ご案内図

東京都千代田区九段北四丁目2番25号
アルカディア市ヶ谷（私学会館）6階阿蘇の間
電話（03）3261-9921（代表）



- ・ JR総武線 市ヶ谷駅より徒歩2分
- ・ 東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線
市ヶ谷駅A1出口より徒歩2分

